

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤井寺市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しては契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府藤井寺市長

公表日

令和7年6月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、以下の事務を行う。なお、請求・届出については窓口・郵送による受付の他、サービス検索・電子申請機能による受付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格者からの認定の請求の受理 ・認定の請求に係る事実の審査 (生計を維持する程度が高い者の確認、所得の確認、被用者・非被用者の別の確認、その他の内容の確認) ・児童手当の額の改定の請求の受理、事実の審査 ・現況の届出の受理 ・現況の届出に係る事実の審査 (生計を維持する程度が高い者の確認、所得の確認、被用者・非被用者の別の確認、その他の内容の確認) ・届出の受理(児童手当法第26条第3項)、事実の審査 ・未支払の児童手当の請求の受理、事実の審査 <p>・受給資格者への認定の請求の受理</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童手当システム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム 4 住民登録システム 5 個人住民税システム 6 Microsoft Excel 7 中間サーバー 8 サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 ・別表第81の項 <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条</p> <p>(第2条の表における情報提供の根拠) 42、125、161の項</p> <p>(第2条の表における情報照会の根拠) 106、107の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 こども育成課

②所属長の役職名 こども育成課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号
藤井寺市 こども未来部 こども育成課
072-939-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号
藤井寺市 こども未来部 こども育成課
072-939-1111

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	特定個人情報の取り扱いについて適宜研修等を受講し、マイナンバーを用いた情報照会の際には複数項目の確認を必須とする等、対策を行っている。
-------	---

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報を含む書類は鍵付きの保管庫に入れて保管する、マイナンバーをマイナンバー管理システム以外の媒体に電子データとして残さない、等の対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 こども育成室 子育て支援課	こども・健康部 子育て支援課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	健康福祉部 こども育成室 子育て支援課	こども・健康部 子育て支援課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部 こども育成室 子育て支援課	こども・健康部 子育て支援課	事後	
平成30年6月6日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、以下の事務を行う。 児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、以下の事務を行う。	児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、以下の事務を行う。なお、請求・届出については窓口・郵送による受付の他、サービス検索・電子申請機能による受付を行う。	事後	
平成30年6月6日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(新設)	8 サービス検索・電子申請機能	事後	
平成30年6月6日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成27年5月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年6月6日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年5月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 林 章浩	子育て支援課長	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策	«新規»	項目を追加	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ①部署	こども・健康部 子育て支援課	こども未来部 子育て支援課	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 こども・健康部 子育て支援課 072-939-1111	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 こども未来部 子育て支援課 072-939-1111	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 こども・健康部 子育て支援課 072-939-1111	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 こども未来部 子育て支援課 072-939-1111	事後	
令和2年5月18日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月18日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年6月16日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 74、75の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 74、75の項	事後	
令和5年5月26日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 74、75の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、30、87、106の項 (別表第二における情報照会の根拠) 74、75の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月9日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。) ・第9条第1項 ・別表第一の56の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第44条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」といいます。) ・第9条第1項 ・別表第81の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第44条	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠)74、75の項	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条 (第2条の表における情報提供の根拠)42、125、161の項 (第2条の表における情報照会の根拠)106、107の項	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ①部署	こども未来部 子育て支援課	こども未来部 こども育成課	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	こども未来部 子育て支援課	こども未来部 こども育成課	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	こども未来部 子育て支援課	こども未来部 こども育成課	事後	
令和6年9月9日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月9日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年6月10日	(表紙)評価書名	児童手当・特例給付に関する事務 基礎項目評価書	児童手当に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和7年6月10日	(表紙)個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	藤井寺市は、児童手当・特例給付に関する事務における…	藤井寺市は、児童手当に関する事務における…	事後	
令和7年6月10日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	児童手当・特例給付に関する事務	児童手当に関する事務	事後	
令和7年6月10日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	(様式変更のため新規追加)	十分である 特定個人情報の取り扱いについて適宜研修等を受講し、マイナンバーを用いた情報照会の際には複数項目の確認を必須とする等、対策を行っている。	事後	
令和7年6月10日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(様式変更のため新規追加)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 特定個人情報を含む書類は鍵付きの保管庫に入れて保管する、マイナンバーをマイナンバー管理システム以外の媒体に電子データとして残さない、等の対策を講じている。	事後	